

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

対象事業実施区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況について、環境影響評価にあたって必要と考えられる範囲（各図の範囲）を対象に、入手可能な最新の文献及び既存出典により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

1) 気象特性

対象事業実施区域は北九州市の北部に位置し、関門海峡に面している。気候は日本海型気候区に分類され、南に山地があり北に開けているため、冬のシベリア高気圧からの寒気の吹き出しの影響を直接受ける。

「県政概要 令和7年度」（福岡県、令和7年）より作成

2) 気象概要

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所として、北東約7kmに下関地方気象台、南西約13kmに八幡地域気象観測所がある。各観測所の位置及び風配図は図3.1-1に示すとおりである。

1991～2020年の30年間の下関地方気象台、八幡地域気象観測所の気象概況は表3.1-1、表3.1-2に示すとおりである。下関地方気象台の年平均気温は17.0℃、年平均風速は3.1m/s、年最多風向は東となっている。同期間の八幡地域気象観測所における年平均気温は16.6℃、年平均風速は2.1m/s、年最多風向は南南西となっている。

対象事業実施区域周辺の大気測定局である若松ひびき局における令和5年度の風速・風向の観測結果は、表3.1-3に示すとおりであり、年平均風速は2.4m/s、年最多風向は南南東となっている。

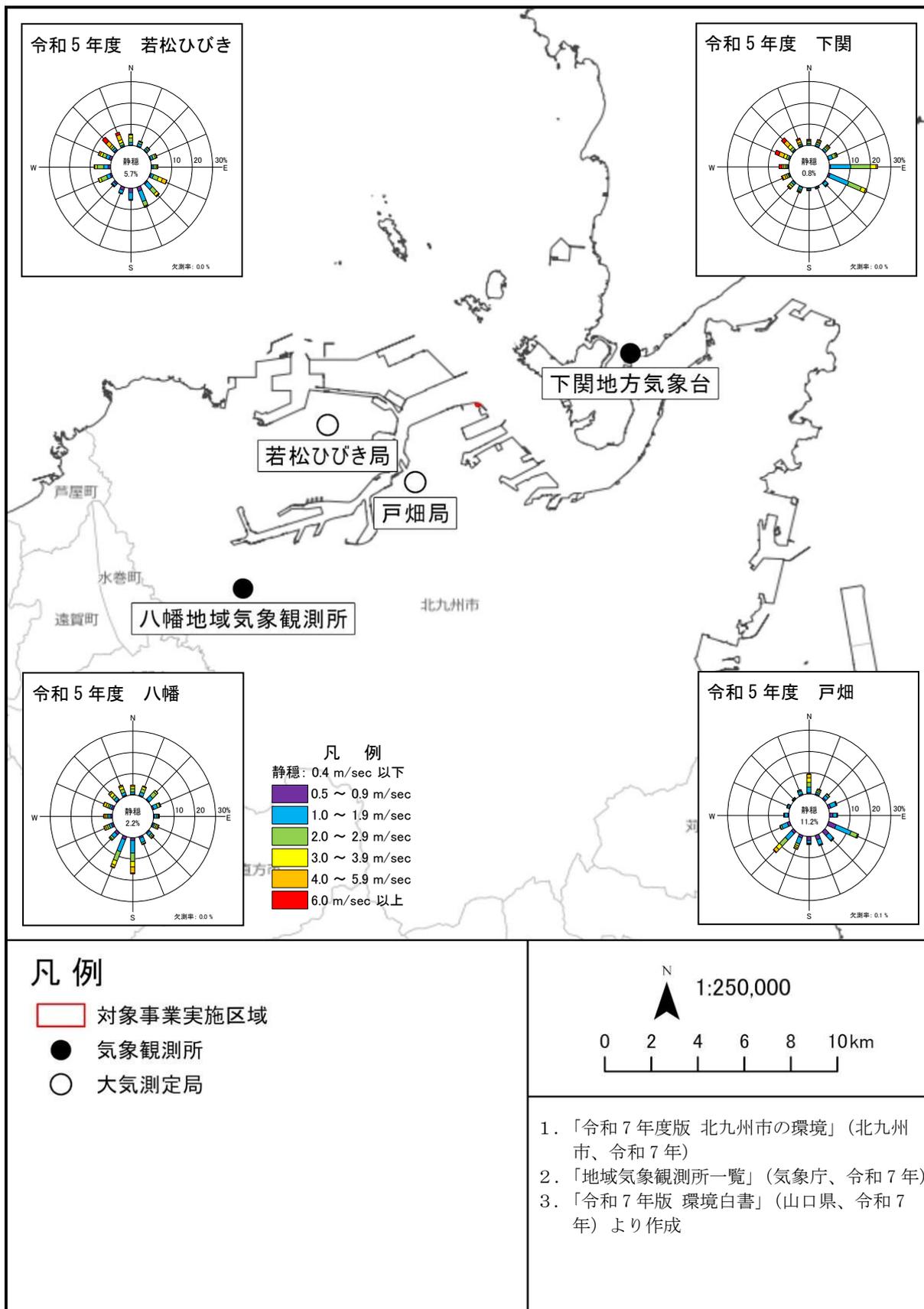


図 3.1-1 気象観測所等の位置及び風配図

表 3.1-1 下関地方気象台における平年値の気象概況（1991～2020年）

要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 (mm)	80.0	75.9	121.2	130.8	154.2	253.6	309.4	190.0	162.6	83.7	81.9	69.1	1712.3
平均気温 (°C)	7.2	7.5	10.3	14.7	19.1	22.5	26.5	27.9	24.6	19.7	14.5	9.5	17.0
日最高 気温(°C)	9.7	10.5	13.7	18.4	22.7	25.8	29.7	31.3	27.8	23.0	17.5	12.3	20.2
日最低 気温(°C)	4.8	4.9	7.4	11.6	16.2	20.1	24.2	25.6	22.2	16.9	11.8	7.0	14.4
平均風速 (m/s)	4.0	3.6	3.4	3.2	3.0	2.6	2.7	2.7	2.6	2.7	3.0	3.8	3.1
最多風向	東	東	東	東	東	東	東	東南東	東	東	東	東	東
日照時間 (時間)	95.8	116.1	162.9	187.6	207.1	146.6	172.4	207.2	161.9	176.3	134.7	102.6	1875.9

注：統計期間は1991～2020年の30年間である。

「過去の気象データ検索」（気象庁、令和7年7月閲覧）より作成

表 3.1-2 八幡地域気象観測所における平年値の気象概況（1991～2020年）

要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 (mm)	87.9	79.2	114.2	125.4	142.9	239.5	314.6	198.1	165.9	85.2	91.8	75.9	1720.5
平均気温 (°C)	6.2	6.9	10.0	14.7	19.3	22.7	26.8	27.8	24.0	18.8	13.3	8.3	16.6
日最高 気温(°C)	9.8	10.9	14.4	19.6	24.2	27.0	30.7	31.9	28.1	23.2	17.7	12.2	20.8
日最低 気温(°C)	2.8	3.2	5.9	10.2	14.9	19.3	23.7	24.6	20.6	14.8	9.3	4.7	12.8
平均風速 (m/s)	2.3	2.2	2.3	2.3	2.1	2.0	2.3	2.2	1.9	1.8	1.9	2.2	2.1
最多風向	南南西												
日照時間 (時間)	101.8	113.2	159.5	188.6	205.0	139.2	167.6	196.2	159.8	170.5	131.5	102.9	1835.7

注：統計期間は1991～2020年の30年間である。

「過去の気象データ検索」（気象庁、令和7年7月閲覧）より作成

表 3.1-3 若松ひびき局における風速・風向の観測結果（令和5年度）

要素	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年
平均風速 (m/s)	2.5	2.1	1.9	2.0	2.4	1.7	2.1	2.6	3.1	3.0	2.2	2.7	2.4
最多風向	南南東	南東	南東	西南西	南東	南南東	西	北西	北西	北西	南南東	北北西	南南東

注：統計期間は2023年4月～2024年3月の1年間である。

「北九州市環境局環境監視部環境監視課資料」（北九州市、令和7年）より作成

(2) 大気質の状況

1) 大気汚染発生源

令和6年度の北九州市における「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）等に基づく工場等の届出状況は、表3.1-4のとおりである。

ばい煙発生施設が540、一般粉じん発生施設が86、特定粉じん排出等作業が68、揮発性有機化合物排出施設が10、水銀排出施設が22、ダイオキシン類対策特別措置法（大気）が26となっている。

表 3.1-4 大気汚染防止法等に基づく工場等の届出状況（令和6年度）

種別		工場・事業場数 又は届出件数
大気汚染防止法等	ばい煙発生施設	540
	一般粉じん発生施設	86
	特定粉じん排出等作業	68
	揮発性有機化合物排出施設	10
	水銀排出施設	22
ダイオキシン類対策特別措置法（大気）		26

- 注：1. 令和7年3月31日時点の届出状況を示す。
2. 大気汚染防止法等の事業場数は、電気事業法及びガス事業法並びに鉱山保安法に該当する施設を含む。
3. 特定粉じん排出等作業のみ、届出件数を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

2) 大気質

大気質の状況については、焙焼炉等（煙突）からのばい煙の着地濃度が相対的に高くなるおそれのある地域を包括する範囲として、対象事業実施区域から20kmの範囲（以下「20km圏内」という。）を対象に、既存資料を整理した。

20km圏内には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が17局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が4局あり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の年間連続測定が行われている。

また、有害大気汚染物質については4局、ダイオキシン類については4局で測定が行われている。大気質測定局の測定項目等の概要は表3.1-5、大気質測定局の位置は図3.1-2のとおりである。

表 3.1-5 大気質測定局の測定項目（令和6年度）

種別	市町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目								
						二氧化硫	二氧化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	ダイオキシン類	水銀及びその化合物
						SO ₂	NO ₂	CO	SPM	O _x	PM2.5			
一般局	北九州市門司区	1	門司	住	北	○	○			○				
		2	松ヶ江	未	北		○		○	○	○		○	
	北九州市小倉北区	3	小倉	商	北		○			○				
		4	北九州	住	北	○	○	○	○	○	○	○		○
	北九州市小倉南区	5	曾根	住	北	○	○		○	○	○			
		6	企救丘	住	北		○		○	○	○	○	○	○
	北九州市若松区	7	若松	住	北	○	○		○	○	○	○	○	○
		8	江川	住	北		○		○	○	○			
		9	若松ひびき	準工	北	○	○		○	○	○			
	北九州市八幡東区	10	八幡	商	北	○	○			○				
	北九州市八幡西区	11	黒崎	商	北	○	○		○	○	○		○	
		12	塔野	住	北		○		○	○	○			
	北九州市戸畑区	13	戸畑	商	北	○	○		○	○	○			
	苅田町富久町	14	苅田	住	県	○	○		○	○	○			
	山口県下関市	15	彦島	住	下	○	○		○	○	○			
		16	山の田	住	下	○	○		○	○	○			
		17	長府	住	下	○	○	○	○		○			
測定局数（一般局）						12	17	2	14	16	14	3	4	3
自排局	北九州市門司区	18	門司港自排局	住	北		○	○	○	○	○			
	北九州市小倉北区	19	三萩野自排局	商	北		○		○					
	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	商	北		○		○		○	○		○
	北九州市八幡西区	21	黒崎自排局	商	北		○	○	○					
測定局数（自排局）						0	4	2	4	1	2	1	0	1

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
 2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から10km圏内にある測定局を示す。
 3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。
 住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域 準工；準工業地域
 未；未指定地域
 4. 設置主体の「県」は福岡県、「北」は北九州市、「下」は下関市を示す。
 5. 苅田局は令和5年度の測定項目である。

1. 「公害関係測定結果（令和6年度版）」（福岡県、令和7年）
2. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
3. 「令和7年版 環境白書」（山口県、令和7年）より作成

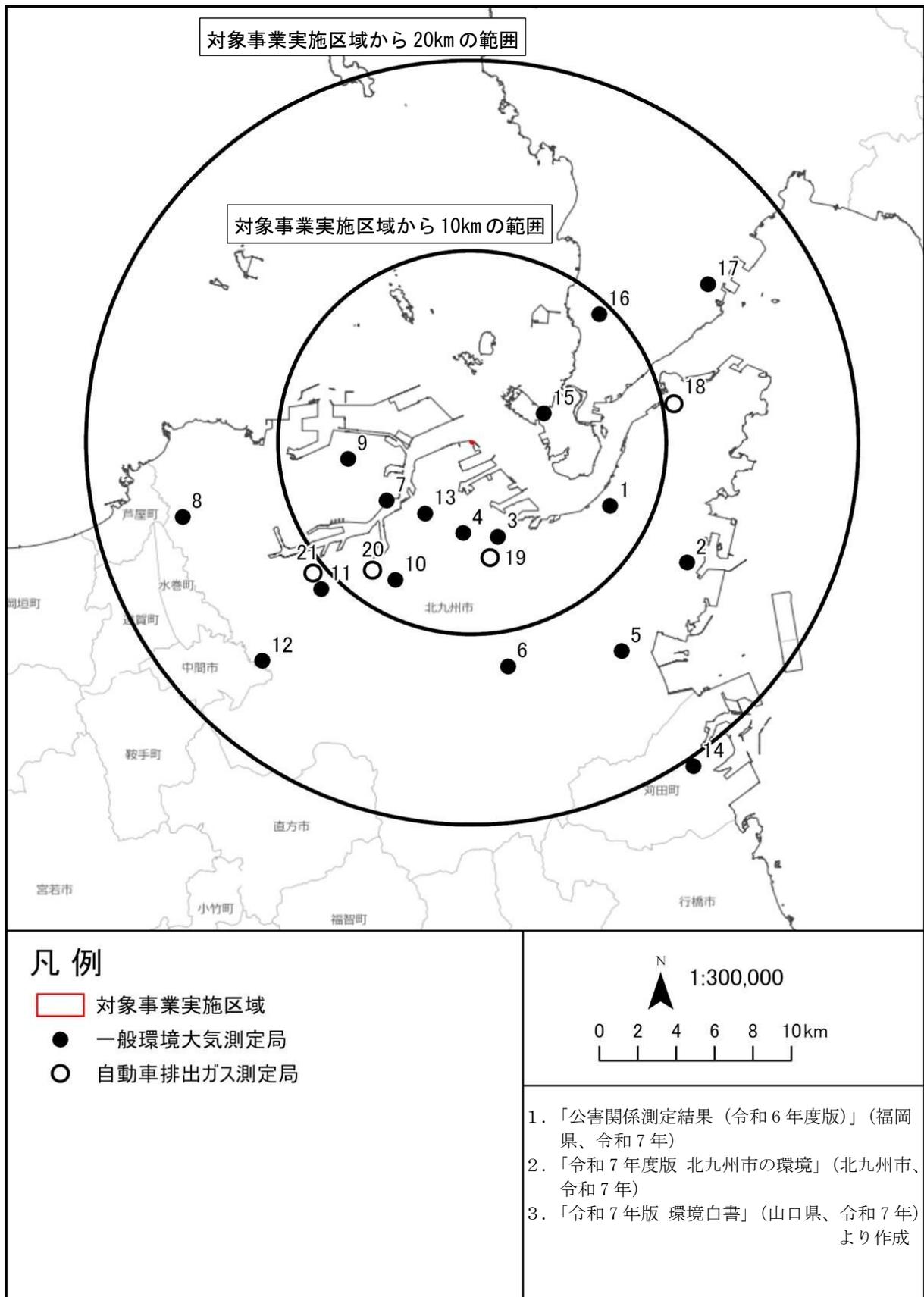


図 3.1-2 大気質測定局の位置

① 二酸化硫黄 (SO₂)

20km 圏内における二酸化硫黄の測定は、一般局 12 局で行われており、令和 6 年度における測定結果は表 3.1-6 のとおりである。

年平均値は 0.001ppm、1 時間値の最高値は 0.007~0.034ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002~0.004ppm となっており、環境基準の適合状況は、短期的評価*1、長期的評価*2 とともに全ての測定局で適合している。

また、令和 2 年度~令和 6 年度における対象事業実施区域から 10km の範囲（以下「10km 圏内」という。）にある測定局の年平均値の経年変化は、表 3.1-7 及び図 3.1-3 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

*1 環境基準の短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

*2 環境基準の長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-6 二酸化硫黄の測定結果（令和 6 年度）

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	環境基準の評価						
							1時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	短期的評価	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	長期的評価
一般局	北九州市門司区	1	門司	住	0.001	0.026	0	0	○	0.003	○	0	○
	北九州市小倉北区	4	北九州	住	0.001	0.013	0	0	○	0.003	○	0	○
	北九州市小倉南区	5	曾根	住	0.001	0.008	0	0	○	0.002	○	0	○
	北九州市若松区	7	若松	住	0.001	0.014	0	0	○	0.004	○	0	○
		9	若松ひびき	準工	0.001	0.010	0	0	○	0.003	○	0	○
	北九州市八幡東区	10	八幡	商	0.001	0.007	0	0	○	0.002	○	0	○
	北九州市八幡西区	11	黒崎	商	0.001	0.009	0	0	○	0.002	○	0	○
	北九州市戸畑区	13	戸畑	商	0.001	0.018	0	0	○	0.002	○	0	○
	苅田町富久町	14	苅田	住	0.001	0.008	0	0	○	0.002	○	0	○
	山口県下関市	15	彦島	住	0.001	0.034	0	0	○	0.004	○	0	○
		16	山の田	住	0.001	0.010	0	0	○	0.002	○	0	○
		17	長府	住	0.001	0.010	0	0	○	0.002	○	0	○

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
 2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。
 3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。
 住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域 準工；準工業地域
 4. 「環境基準の評価」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
 5. 「日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無」の「×」は有、「○」は無であることを示す。
 6. 苅田局は令和 5 年度の測定結果である。

1. 「公害関係測定結果（令和 6 年度版）」（福岡県、令和 7 年）
2. 「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）
3. 「令和 7 年版 環境白書」（山口県、令和 7 年）より作成

表 3.1-7 二酸化硫黄（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位：ppm）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市門司区	1	門司	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	北九州市小倉北区	4	北九州	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	北九州市若松区	7	若松	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		9	若松ひびき	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	北九州市八幡東区	10	八幡	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	北九州市戸畑区	13	戸畑	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	山口県下関市	15	彦島	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
16		山の田	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）

2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年）より作成

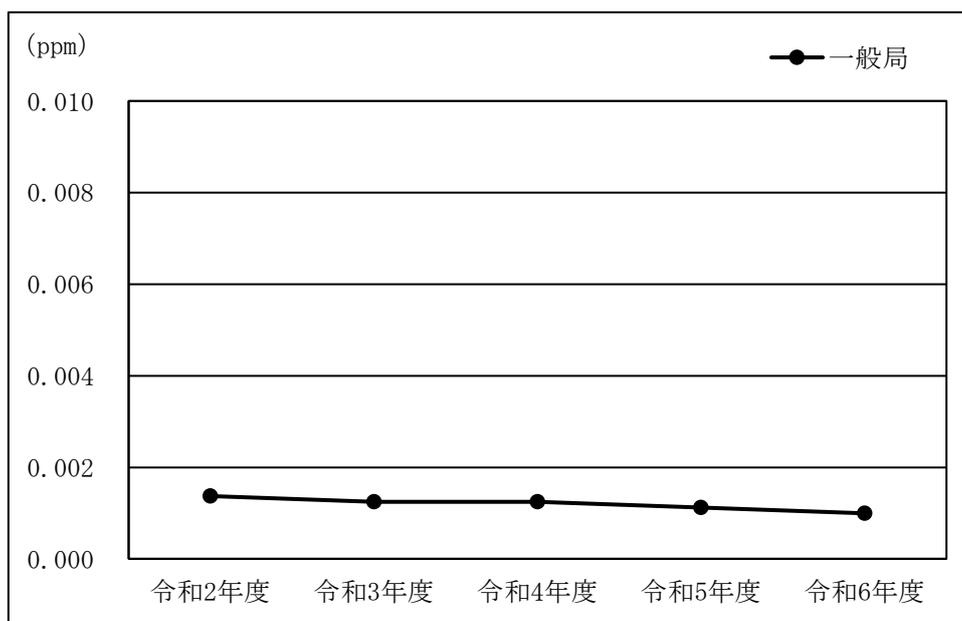


図 3.1-3 二酸化硫黄（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）

2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年）より作成

② 二酸化窒素 (NO₂)

20km 圏内における二酸化窒素の測定は、一般局 17 局、自排局 4 局で行われており、令和 6 年度における測定結果は、表 3.1-8 のとおりである。

一般局では年平均値は 0.006~0.011ppm、1 時間値の最高値は 0.042~0.086ppm、日平均値の年間 98%値は 0.013~0.025ppm であり、自排局では年平均値は 0.011~0.017ppm、1 時間値の最高値は 0.056~0.157ppm、日平均値の年間 98%値は 0.023~0.029ppm となっており、環境基準*の適合状況は、全ての測定局で適合している。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度~令和 6 年度における年平均値の経年変化は、表 3.1-9 及び図 3.1-4 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

* 環境基準の評価：1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。

表 3.1-8 二酸化窒素の測定結果 (令和 6 年度)

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数 (日)	環境基準の評価		
									日平均値の 年間98%値 (ppm)	98%評価値に よる日平均値 が0.06ppmを 超えた日数 (日)	評価
一般局	北九州市門司区	1	門司	住	0.010	0.070	0	0	0.021	0	○
		2	松ヶ江	未	0.011	0.054	0	0	0.024	0	○
	北九州市小倉北区	3	小倉	商	0.011	0.062	0	0	0.022	0	○
		4	北九州	住	0.010	0.059	0	0	0.023	0	○
	北九州市小倉南区	5	曾根	住	0.009	0.066	0	0	0.020	0	○
		6	企救丘	住	0.009	0.065	0	0	0.023	0	○
	北九州市若松区	7	若松	住	0.011	0.057	0	0	0.024	0	○
		8	江川	住	0.006	0.050	0	0	0.019	0	○
		9	若松ひびき	準工	0.009	0.056	0	0	0.023	0	○
	北九州市八幡東区	10	八幡	商	0.009	0.086	0	0	0.022	0	○
	北九州市八幡西区	11	黒崎	商	0.008	0.046	0	0	0.020	0	○
		12	塔野	住	0.006	0.042	0	0	0.013	0	○
	北九州市戸畑区	13	戸畑	商	0.011	0.060	0	0	0.024	0	○
	苅田町富久町	14	苅田	住	0.010	0.069	0	0	0.025	0	○
	山口県下関市	15	彦島	住	0.010	0.054	0	0	0.022	0	○
		16	山の田	住	0.007	0.050	0	0	0.020	0	○
		17	長府	住	0.009	0.049	0	0	0.021	0	○
自排局	北九州市門司区	18	門司港自排局	住	0.011	0.056	0	0	0.023	0	○
	北九州市小倉北区	19	三萩野自排局	商	0.015	0.060	0	0	0.028	0	○
	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	商	0.013	0.157	0	0	0.027	0	○
	北九州市八幡西区	21	黒崎自排局	商	0.017	0.057	0	0	0.029	0	○

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
 2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。
 3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条に定める地域の用途区分を示す。
 住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域 準工；準工業地域
 未；未指定地域
 4. 「環境基準の評価」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
 5. 苅田局は令和 5 年度の測定結果である。

1. 「公害関係測定結果 (令和 6 年度版)」(福岡県、令和 7 年)
 2. 「令和 7 年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和 7 年)
 3. 「令和 7 年版 環境白書」(山口県、令和 7 年) より作成

表 3.1-9 二酸化窒素（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位：ppm）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市門司区	1	門司	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
	北九州市小倉北区	3	小倉	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011
		4	北九州	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
	北九州市若松区	7	若松	0.012	0.013	0.013	0.011	0.011
		9	若松ひびき	0.009	0.010	0.009	0.009	0.009
	北九州市八幡東区	10	八幡	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
	北九州市戸畑区	13	戸畑	0.013	0.013	0.013	0.011	0.011
	山口県下関市	15	彦島	0.011	0.011	0.012	0.000	0.010
16		山の田	0.008	0.009	0.008	0.000	0.007	
自排局	北九州市小倉北区	19	三萩野自排局	0.020	0.017	0.017	0.016	0.015
	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	0.017	0.016	0.015	0.013	0.013

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

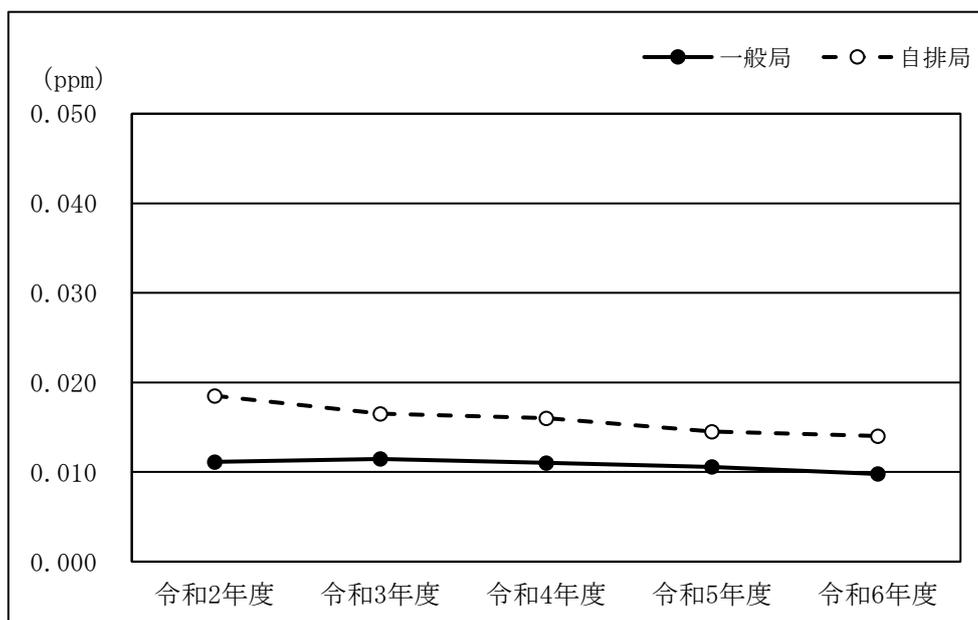


図 3.1-4 二酸化窒素（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

③ 一酸化炭素 (CO)

20km 圏内における一酸化炭素の測定は、一般局 2 局、自排局 2 局で行われており、令和 6 年度における測定結果は、表 3.1-10 のとおりである。

一般局では年平均値は 0.2~0.3ppm、1 時間値の最高値は 1.0~1.8ppm、日平均値の 2%除外値は 0.4~0.5ppm であり、自排局では年平均値は 0.3ppm、1 時間値の最高値は 0.9~1.3ppm、日平均値の 2%除外値は 0.4~0.5ppm となっており、環境基準の適合状況は、短期的評価*1、長期的評価*2 とともに全ての測定局で適合している。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度~令和 6 年度における年平均値の経年変化は、表 3.1-11 及び図 3.1-5 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

*1 環境基準の短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

*2 環境基準の長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-10 一酸化炭素の測定結果 (令和 6 年度)

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	環境基準の評価					
							8時間値が 20ppmを超え た回数 (回)	日平均値が 10ppmを超 えた日数 (日)	短 期 的 評 価	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超え た日が2日以 上連続したこ との有無	長 期 的 評 価
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	住	0.3	1.8	0	0	○	0.5	○	○
	山口県下関市	17	長府	住	0.2	1.0	0	0	○	0.4	○	○
自排局	北九州市門司区	18	門司港自排局	住	0.3	0.9	0	0	○	0.4	○	○
	北九州市八幡西区	21	黒崎自排局	商	0.3	1.3	0	0	○	0.5	○	○

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条に定める地域の用途区分を示す。

住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域

4. 「環境基準の評価」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

5. 「日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無」の「×」は有、「○」は無であることを示す。

1. 「令和 7 年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和 7 年)

2. 「令和 7 年版 環境白書」(山口県、令和 7 年) より作成

表 3.1-11 一酸化炭素（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位：ppm）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

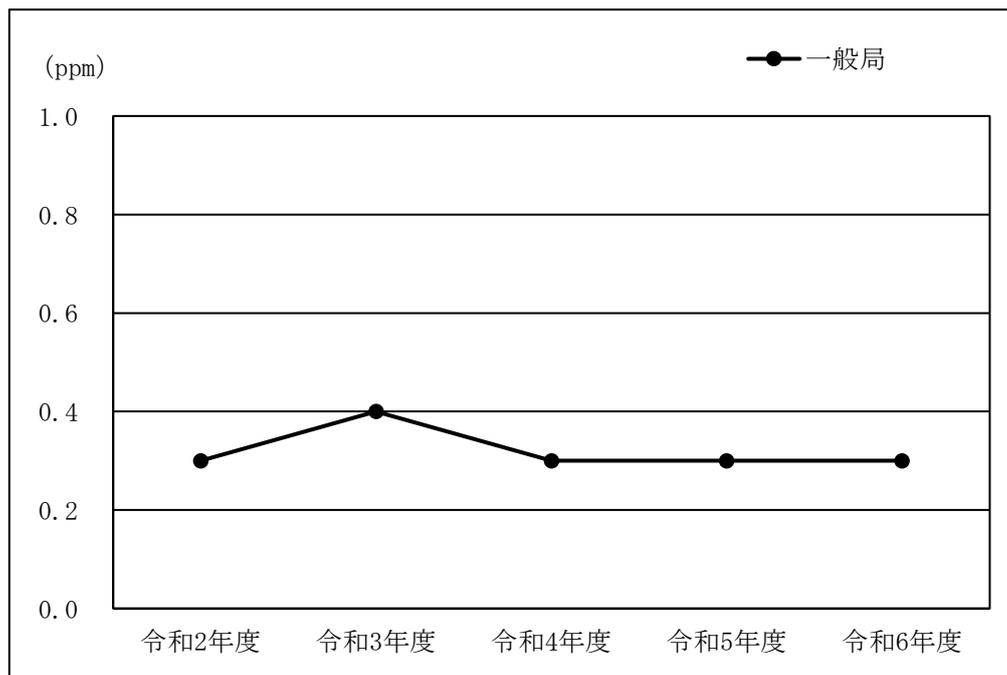


図 3.1-5 一酸化炭素（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

④ 浮遊粒子状物質（SPM）

20km 圏内における浮遊粒子状物質の測定は、一般局 14 局、自排局 4 局で行われており、令和 6 年度における測定結果は表 3.1-12 のとおりである。

一般局では年平均値は 0.010～0.017mg/m³、1 時間値の最高値は 0.093～0.639mg/m³、日平均値の 2%除外値は 0.026～0.044mg/m³であり、自排局では年平均値は 0.015～0.019mg/m³、1 時間値の最高値は 0.100～0.142mg/m³、日平均値の 2%除外値は 0.034～0.043mg/m³となっている。環境基準の適合状況は、短期的評価*1 では 1 時間値及び日平均値の超過により北九州局が適合していない。長期的評価*2 は全ての測定局で適合している。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度～令和 6 年度における年平均値の経年変化は表 3.1-13 及び図 3.1-6 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

*1 環境基準の短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。

*2 環境基準の長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-12 浮遊粒子状物質の測定結果（令和 6 年度）

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m ³)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	環境基準の評価					
							1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	短期的 評価	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が2日以 上連続したこと の有無	長期的 評価
一般局	北九州市門司区	2	松ヶ江	未	0.016	0.126	0	0	○	0.039	○	○
	北九州市小倉北区	4	北九州	住	0.017	0.639	2	1	×	0.044	○	○
	北九州市小倉南区	5	曾根	住	0.015	0.113	0	0	○	0.032	○	○
		6	企救丘	住	0.015	0.102	0	0	○	0.033	○	○
	北九州市若松区	7	若松	住	0.017	0.199	0	0	○	0.039	○	○
		8	江川	住	0.014	0.097	0	0	○	0.032	○	○
		9	若松ひびき	準工	0.016	0.134	0	0	○	0.032	○	○
	北九州市八幡西区	11	黒崎	商	0.014	0.102	0	0	○	0.031	○	○
		12	塔野	住	0.012	0.105	0	0	○	0.032	○	○
	北九州市戸畑区	13	戸畑	商	0.016	0.134	0	0	○	0.037	○	○
	苅田町富久町	14	苅田	住	0.015	0.106	0	0	○	0.035	○	○
	山口県下関市	15	彦島	住	0.016	0.102	0	0	○	0.038	○	○
		16	山の田	住	0.011	0.163	0	0	○	0.029	○	○
		17	長府	住	0.010	0.093	0	0	○	0.026	○	○
自排局	北九州市門司区	18	門司港自排局	住	0.017	0.124	0	0	○	0.037	○	○
	北九州市小倉北区	19	三萩野自排局	商	0.015	0.100	0	0	○	0.035	○	○
	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	商	0.016	0.122	0	0	○	0.034	○	○
	北九州市八幡西区	21	黒崎自排局	商	0.019	0.142	0	0	○	0.043	○	○

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
 2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。
 3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。
 住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域 準工；準工業地域
 未；未指定地域
 4. 「環境基準の評価」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
 5. 「日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無」の「×」は有、「○」は無であることを示す。
 6. 苅田局は令和 5 年度の測定結果である。

1. 「公害関係測定結果（令和 6 年度版）」（福岡県、令和 7 年）
 2. 「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）
 3. 「令和 7 年版 環境白書」（山口県、令和 7 年）より作成

表 3.1-13 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位：mg/m³）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	0.018	0.014	0.017	0.016	0.017
	北九州市若松区	7	若松	0.020	0.017	0.017	0.017	0.017
		9	若松ひびき	0.022	0.017	0.016	0.016	0.016
	北九州市戸畑区	13	戸畑	0.019	0.016	0.018	0.017	0.016
	山口県下関市	15	彦島	0.015	0.014	0.016	0.014	0.016
		16	山の田	0.016	0.012	0.012	0.013	0.011
自排局	北九州市小倉北区	19	三萩野自排局	0.019	0.016	0.017	0.016	0.015
	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	0.022	0.019	0.016	0.017	0.016

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

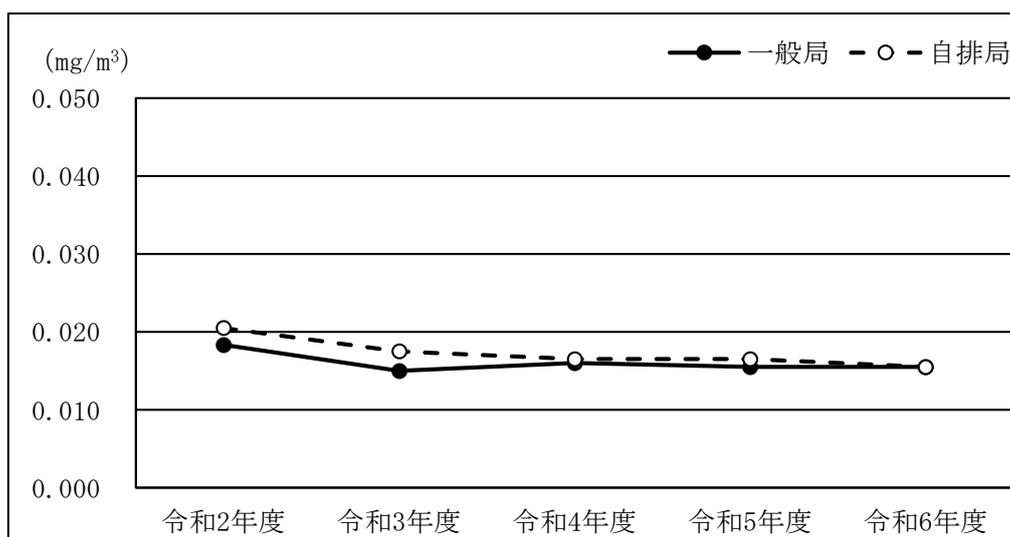


図 3.1-6 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

⑤ 光化学オキシダント (Ox)

20km 圏内における光化学オキシダントの測定は、一般局 16 局、自排局 1 局で行われており、令和 6 年度における測定結果は、表 3.1-14 のとおりである。

一般局では昼間の 1 時間値の年平均値は 0.028～0.039ppm、昼間の 1 時間値の最高値は 0.084～0.146ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 30～79 日であり、自排局では昼間の 1 時間値の年平均値は 0.032ppm、昼間の 1 時間値の最高値は 0.085ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 39 日となっており、環境基準*の適合状況は、全ての測定局で適合していない。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度～令和 6 年度における年平均値の経年変化は、表 3.1-15 及び図 3.1-7 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

* 環境基準の評価：昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。

表 3.1-14 光化学オキシダントの測定結果（令和 6 年度）

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		環境基準の評価		評価	
								(日)	(時間)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)		(時間)
一般局	北九州市門司区	1	門司	住	0.035	0.090	0.046	0	0	39	191	×	
		2	松ヶ江	未	0.032	0.093	0.045	0	0	42	185	×	
	北九州市小倉北区	3	小倉	商	0.032	0.089	0.043	0	0	32	158	×	
		4	北九州	住	0.032	0.089	0.044	0	0	41	230	×	
	北九州市小倉南区	5	曾根	住	0.033	0.146	0.046	1	1	44	224	×	
		6	企救丘	住	0.034	0.110	0.046	0	0	54	247	×	
	北九州市若松区	7	若松	住	0.036	0.097	0.048	0	0	52	277	×	
		8	江川	住	0.038	0.100	0.050	0	0	63	363	×	
		9	若松ひびき	準工	0.036	0.097	0.047	0	0	45	245	×	
	北九州市八幡東区	10	八幡	商	0.033	0.092	0.044	0	0	30	172	×	
	北九州市八幡西区	11	黒崎	商	0.035	0.097	0.046	0	0	41	218	×	
		12	塔野	住	0.039	0.104	0.051	0	0	79	434	×	
	北九州市戸畑区	13	戸畑	商	0.033	0.090	0.045	0	0	36	215	×	
	苅田町富久町	14	苅田	住	0.028	0.084	0.042	0	0	33	151	×	
	山口県下関市	15	彦島	住	0.034	0.086	0.045	0	0	34	165	×	
		16	山の田	住	0.036	0.091	0.047	0	0	54	268	×	
自排局	北九州市門司区	18	門司港自排局	住	0.032	0.085	0.044	0	0	39	165	×	

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
 2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。
 3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。
 住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域 準工；準工業地域
 未；未指定地域
 4. 「環境基準の評価」の「×」は、環境基準に適合していないことを示す。
 5. 苅田局は令和 5 年度の測定結果である。

1. 「公害関係測定結果（令和 6 年度版）」（福岡県、令和 7 年）
 2. 「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）
 3. 「令和 7 年版 環境白書」（山口県、令和 7 年）より作成

表 3.1-15 光化学オキシダント（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位：ppm）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市門司区	1	門司	0.032	0.033	0.032	0.034	0.035
	北九州市小倉北区	3	小倉	0.029	0.030	0.030	0.032	0.032
		4	北九州	0.031	0.032	0.032	0.033	0.032
	北九州市若松区	7	若松	0.033	0.032	0.032	0.033	0.036
		9	若松ひびき	0.036	0.036	0.035	0.037	0.036
	北九州市八幡東区	10	八幡	0.036	0.037	0.035	0.034	0.033
	北九州市戸畑区	13	戸畑	0.031	0.029	0.029	0.032	0.033
	山口県下関市	15	彦島	0.034	0.035	0.035	0.035	0.034
16		山の田	0.039	0.038	0.036	0.036	0.036	

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

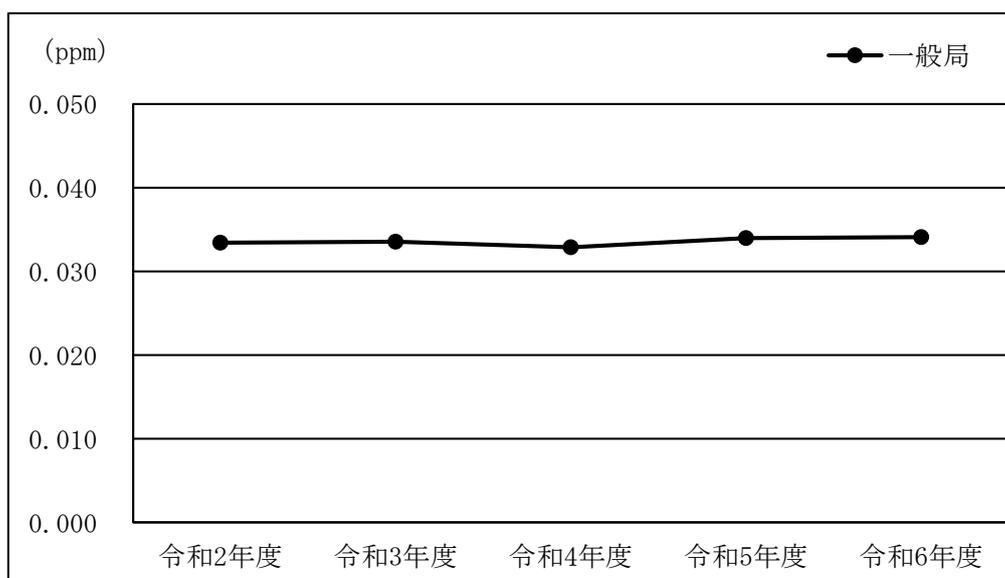


図 3.1-7 光化学オキシダント（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

20km 圏内における微小粒子状物質の測定は、一般局 14 局、自排局 2 局で行われており、令和 6 年度における微小粒子状物質の測定結果は、表 3.1-16 のとおりである。

一般局では年平均値は 8.1～11.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間 98%値は 20.1～26.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、自排局では年平均値は 9.6～9.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間 98%値は 24.3～25.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準*の適合状況は、全ての測定局で適合している。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度～令和 6 年度における年平均値の経年変化は、表 3.1-17 及び図 3.1-8 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

*環境基準：1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98%値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 環境基準の長期基準；1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 環境基準の短期基準；1 日平均値の年間 98%値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 3.1-16 微小粒子状物質の測定結果 (令和 6 年度)

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	環境基準の評価					
					年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	短期的評価	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		長期的評価
								(日)	(%)	
一般局	北九州市門司区	2	松ヶ江	未	10.8	○	25.4	1	0.3	○
	北九州市小倉北区	4	北九州	住	9.5	○	24.5	1	0.3	○
	北九州市小倉南区	5	曾根	住	8.1	○	20.1	1	0.3	○
		6	企救丘	住	10.9	○	25.1	1	0.3	○
	北九州市若松区	7	若松	住	10.0	○	22.2	1	0.3	○
		8	江川	住	10.0	○	21.6	1	0.3	○
		9	若松ひびき	準工	10.0	○	21.4	1	0.3	○
	北九州市八幡西区	11	黒崎	商	9.7	○	24.5	1	0.3	○
		12	塔野	住	8.1	○	21.8	1	0.3	○
	北九州市戸畑区	13	戸畑	商	11.5	○	26.3	2	0.6	○
	苅田町富久町	14	苅田	住	9.9	○	23.8	0	0.0	○
	山口県下関市	15	彦島	住	9.4	○	26.8	1	0.3	○
		16	山の田	住	9.0	○	22.7	1	0.3	○
		17	長府	住	10.9	○	24.5	1	0.3	○
自排局	北九州市門司区	18	門司港自排局	住	9.6	○	25.0	1	0.3	○
	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	商	9.8	○	24.3	1	0.3	○

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
 2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。
 3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条に定める地域の用途区分を示す。
 住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域 準工；準工業地域
 未；未指定地域
 4. 「環境基準の評価」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
 5. 苅田局は令和 5 年度の測定結果である。

1. 「公害関係測定結果 (令和 6 年度版)」(福岡県、令和 7 年)
 2. 「令和 7 年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和 7 年)
 3. 「令和 7 年版 環境白書」(山口県、令和 7 年) より作成

表 3.1-17 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	12.1	9.7	10.2	9.6	9.5
	北九州市若松区	7	若松	13.3	11.8	11.6	11.1	10.0
		9	若松ひびき	11.7	10.7	11.9	11.9	10.0
	北九州市戸畑区	13	戸畑	13.8	12.4	13.3	12.0	11.5
	山口県下関市	15	彦島	11.4	10.1	10.0	9.5	9.4
		16	山の田	12.0	10.1	9.2	9.2	9.0
自排局	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	12.0	10.0	10.2	10.1	9.8

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

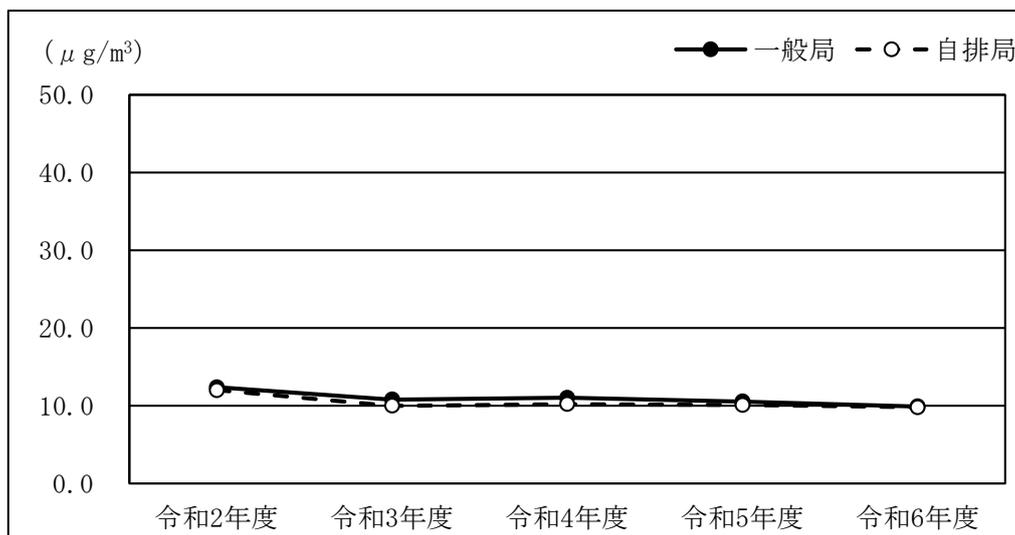


図 3.1-8 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）
2. 「令和3年版～令和7年版 環境白書」（山口県、令和3年～7年） より作成

⑦ 有害大気汚染物質

20km 圏内における有害大気汚染物質の測定は、一般局 3 局、自排局 1 局で行われており、環境基準が定められている有害大気汚染物質の令和 6 年度の測定結果は、表 3.1-18 のとおりである。

一般局では年平均値はベンゼンが 0.73~1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 0.010~0.015 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.022~0.032 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 0.54~0.64 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、自排局では年平均値はベンゼンが 0.73 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 0.007 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.028 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 0.59 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準*の適合状況は、4 物質とも全ての測定局で適合している。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度~令和 6 年度における年平均値の経年変化は、表 3.1-19~表 3.1-22 及び図 3.1-9~図 3.1-12 のとおりであり、各項目ともほぼ横ばい傾向となっている。

* 環境基準の評価

- ベンゼン : 1 年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- トリクロロエチレン : 1 年平均値が 130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- テトラクロロエチレン : 1 年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- ジクロロメタン : 1 年平均値が 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 3.1-18 有害大気汚染物質の測定結果（令和 6 年度）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
					年平均値	環境基準の評価	年平均値	環境基準の評価	年平均値	環境基準の評価	年平均値	環境基準の評価
一般局	北九州市小倉北	4	北九州	住	1.4	○	0.015	○	0.031	○	0.54	○
	北九州市小倉南	6	企救丘	住	0.73	○	0.010	○	0.022	○	0.58	○
	北九州市若松区	7	若松	住	0.81	○	0.010	○	0.032	○	0.64	○
自排局	北九州市八幡東	20	西本町自排局	商	0.73	○	0.007	○	0.028	○	0.59	○

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。
3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。
住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域
4. 「環境基準の評価」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

表 3.1-19 ベンゼン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	0.88	0.90	1.1	1.0	1.4
	北九州市若松区	7	若松	0.78	1.2	0.74	0.80	0.81
自排局	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	0.68	0.93	0.76	0.67	0.73

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

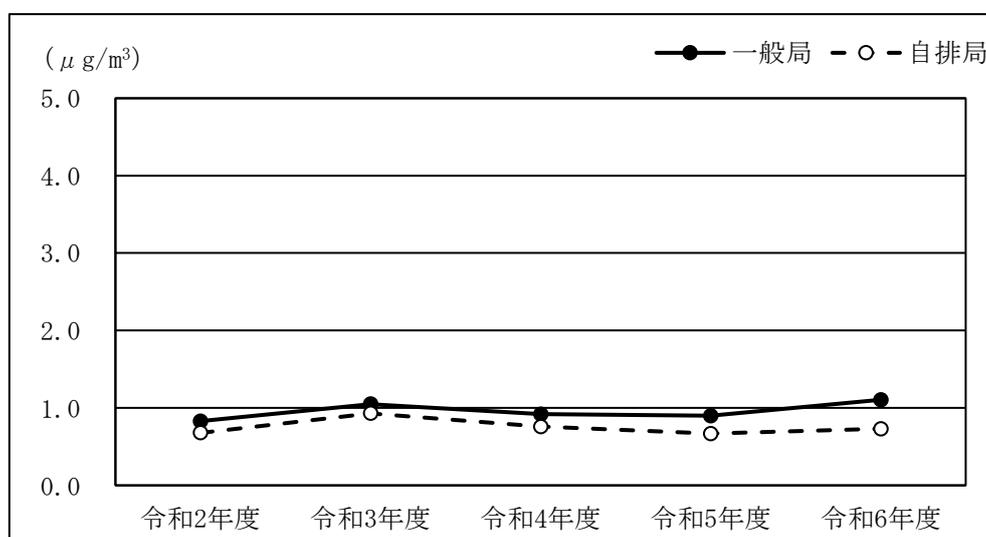


図 3.1-9 ベンゼン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

表 3.1-20 トリクロロエチレン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	0.026	0.033	0.031	0.019	0.015
	北九州市若松区	7	若松	0.010	0.012	0.011	0.012	0.010
自排局	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	0.011	0.012	0.008	0.011	0.007

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。
 2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

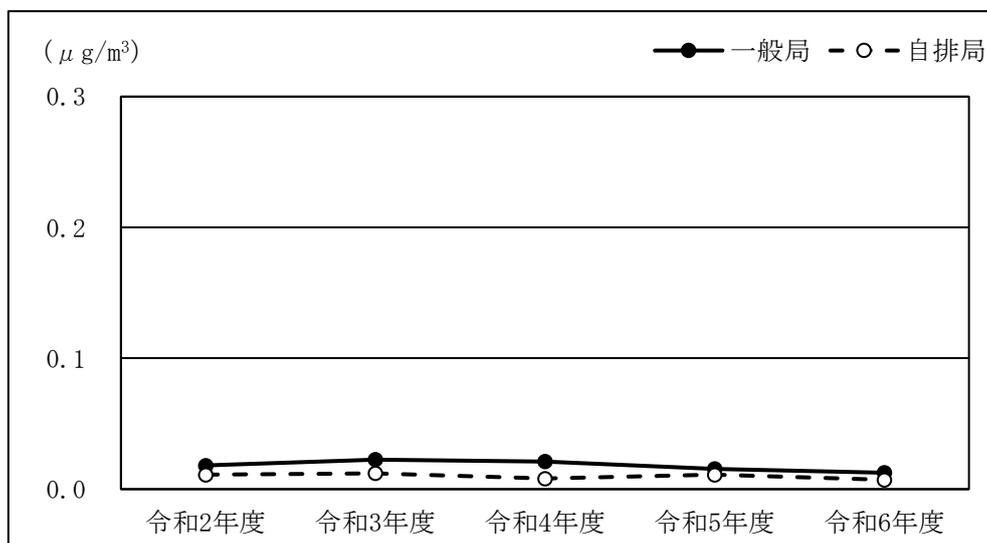


図 3.1-10 トリクロロエチレン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

表 3.1-21 テトラクロロエチレン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	0.27	0.58	0.51	0.062	0.031
	北九州市若松区	7	若松	0.023	0.031	0.022	0.021	0.032
自排局	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	0.025	0.031	0.019	0.030	0.028

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

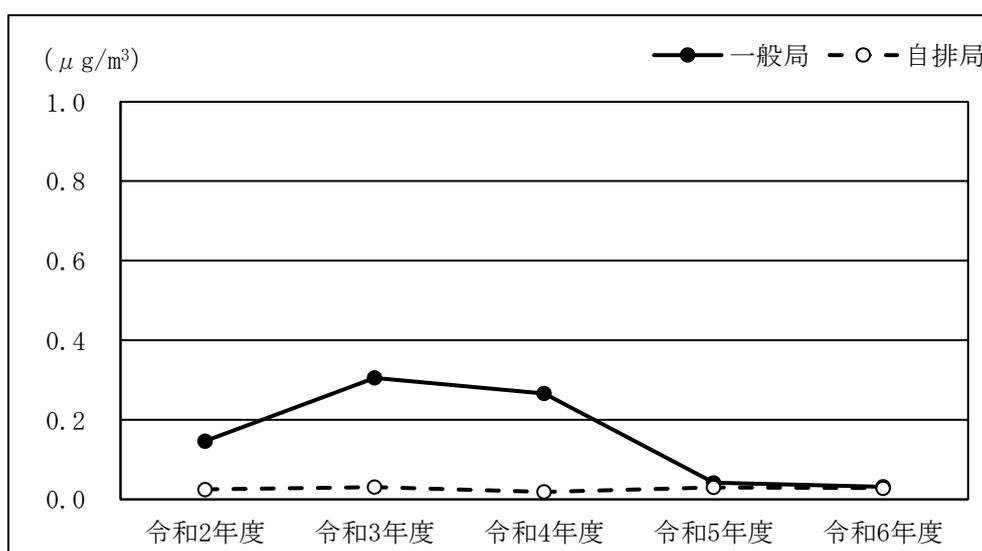


図 3.1-11 テトラクロロエチレン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

表 3.1-22 ジクロロメタン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	0.49	0.65	0.73	0.73	0.54
	北九州市若松区	7	若松	0.48	0.73	0.87	0.65	0.64
自排局	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	0.45	0.67	0.87	0.63	0.59

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

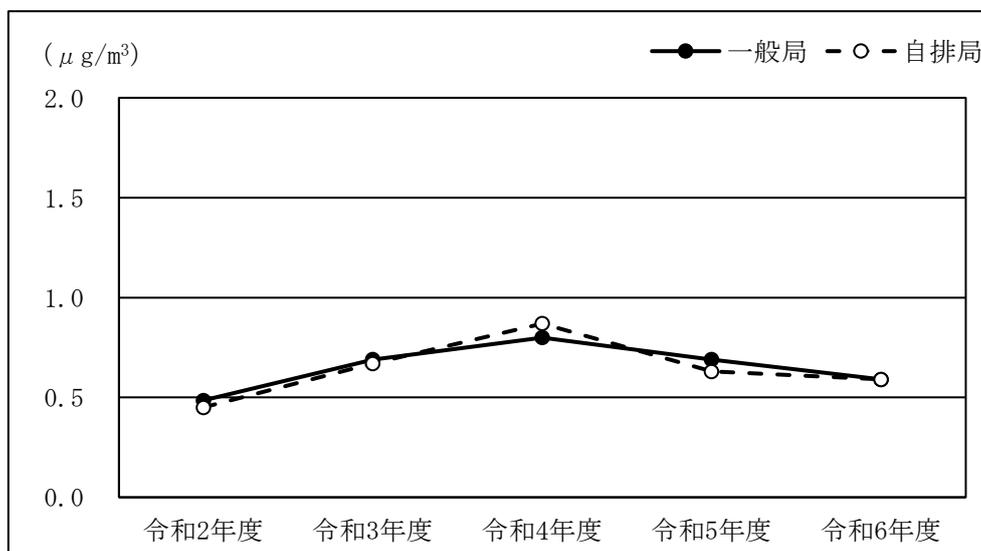


図 3.1-12 ジクロロメタン（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

⑧ ダイオキシン類

20km 圏内における大気中のダイオキシン類の測定は、一般局 4 局で行われており、令和 6 年度におけるダイオキシン類の測定結果は、表 3.1-23 のとおりである。

年平均値は 0.0072～0.011pg-TEQ/m³ となっており、環境基準*の適合状況は、全ての測定局で適合している。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度～令和 6 年度における年平均値の経年変化は、表 3.1-24 及び図 3.1-13 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

*環境基準の評価：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

表 3.1-23 ダイオキシン類の測定結果（令和 6 年度）

(単位：pg-TEQ/m³)

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	年平均値	環境基準の評価
一般局	北九州市門司区	2	松ヶ江	未	0.0072	○
	北九州市小倉南区	6	企救丘	住	0.0078	○
	北九州市若松区	7	若松	住	0.011	○
	北九州市八幡西区	11	黒崎	商	0.0086	○

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。

住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域
未；未指定地域

4. 「環境基準の評価」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

表 3.1-24 ダイオキシン類（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

(単位：pg-TEQ/m³)

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市若松区	7	若松	0.018	0.016	0.015	0.016	0.011

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和3年度～令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和3年～令和7年）より作成

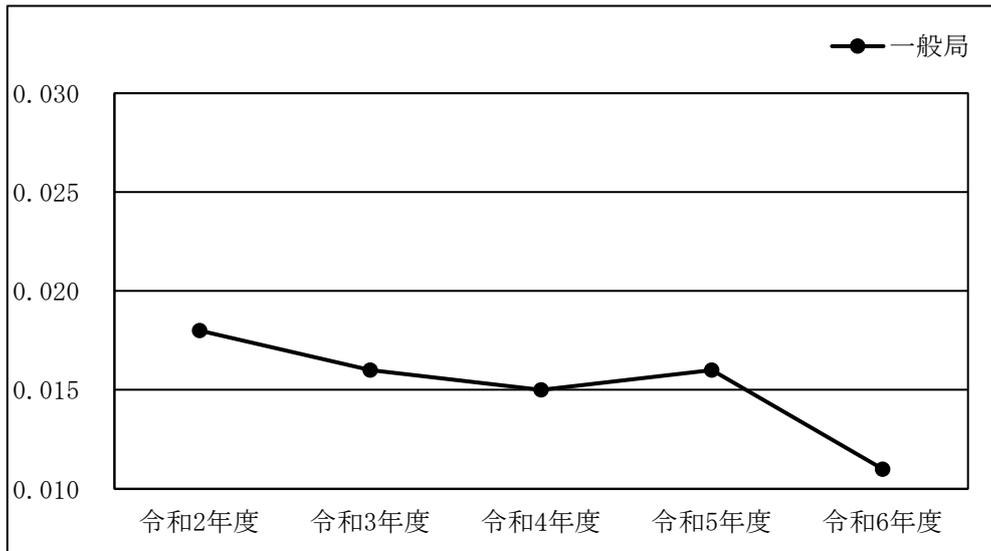


図 3.1-13 ダイオキシン類（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和3年度～令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和3年～令和7年）より作成

⑨ 水銀及びその化合物

20km 圏内における水銀及びその化合物の測定は、一般局 3 局、自排局 1 局で行われており、令和 6 年度の測定結果は、表 3.1-25 のとおりである。

一般局では年平均値は 1.5～2.4ng/m³であり、自排局では年平均値は 1.4ng/m³となっており、指針値*の適合状況は、全ての測定局で指針値を下回る。

また、10km 圏内にある測定局の令和 2 年度～令和 6 年度における年平均値の経年変化は、表 3.1-26 及び図 3.1-14 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

* 指針値の評価：1 年平均値が 40ng/m³以下であること。

表 3.1-25 水銀及びその化合物の測定結果（令和 6 年度）

（単位：ng/m³）

種別	市町村	図中番号	測定局	用途地域	年平均値	指針値による評価
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	未	1.9	○
	北九州市小倉南区	6	企救丘	住	1.5	○
	北九州市若松区	7	若松	住	2.4	○
自排局	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	商	1.4	○

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. **ゴシック体**の測定局は、対象事業実施区域から 10km 圏内にある測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に定める地域の用途区分を示す。

住；住居専用地域 住居地域及び準住居地域 商；近隣商業地域及び商業地域
未；未指定地域

4. 「指針値による評価」の「○」は、指針値を下回ることを示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

表 3.1-26 水銀及びその化合物（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

（単位：ng/m³）

種別	市町村	図中番号	測定局	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般局	北九州市小倉北区	4	北九州	2.1	2.0	2.6	2.1	1.9
	北九州市若松区	7	若松	2.1	2.3	2.6	2.3	2.4
自排局	北九州市八幡東区	20	西本町自排局	1.8	1.5	2.4	2.3	1.4

注：1. 図中番号は、図 3.1-2 の番号に対応する。

2. 対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

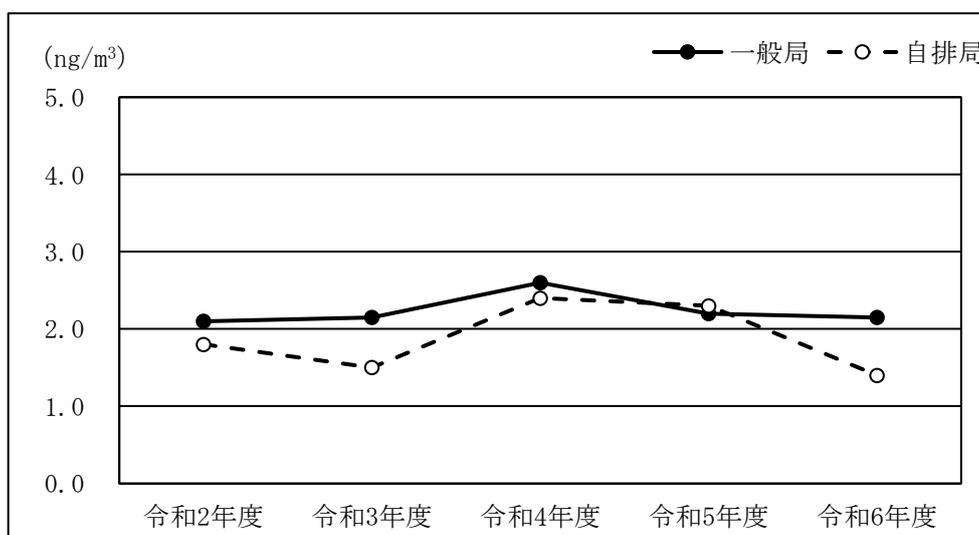


図 3.1-14 水銀及びその化合物（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：対象事業実施区域から 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

令和2年度～令和6年度における大気汚染に係る苦情の発生状況は、表 3.1-27 のとおりである。
令和6年度における大気汚染に係る苦情は、福岡県で732件、このうち北九州市で42件となっている。

表 3.1-27 大気汚染に係る苦情の発生状況（令和2年度～令和6年度）

（単位：件）

年度 県・市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福岡県	831	720	722	792	732
北九州市	45	31	38	42	42

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）

2. 「令和2年度～令和6年度 公害苦情調査」（総務省ホームページ、令和8年1月閲覧）より作成

(3) 騒音の状況

1) 環境騒音

北九州市における「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく届出状況は表3.1-28のとおりである。

令和7年3月31日時点で特定工場届出数は1,367工場、16,385施設となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺では、国又は自治体等による環境騒音の調査は実施されていない。

表 3.1-28 騒音規制法に基づく工場等の届出状況 (令和6年度)

種別	特定工場数	特定施設数
騒音規制法	1,367	16,385

注：令和7年3月31日現在の届出状況を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和7年) より作成

2) 道路交通騒音

対象事業実施区域及びその周辺における道路交通騒音の測定は、図 3.1-15 のとおり 14 地点で行われており、令和 6 年度の測定結果は表 3.1-29 のとおりである。

対象事業実施区域に面する一般国道 199 号における環境基準の適合状況は、戸畑区三六町 17 が昼間、夜間ともに適合しておらず、その他の測定地点では八幡東区荒手 1 丁目 17 が昼間、夜間ともに適合していない。

表 3.1-29 道路交通騒音の測定結果

図中番号	測定地点	車線数	対象道路	等価騒音レベル L_{Aeq} [デシベル]						環境基準適合状況：適合率 (適合戸数/評価戸数)			
				昼間			夜間			近接空間		非近接空間	
				騒音レベル	環境基準値	適否	騒音レベル	環境基準値	適否	昼間適合率(%)	夜間適合率(%)	昼間適合率(%)	夜間適合率(%)
1	小倉北区浅野3丁目2	6	一般国道199号	67	70	○	62	65	○	100	100	100	100
2	小倉北区室町2丁目10	4	一般国道199号	68	70	○	62	65	○	100	100	100	100
3	小倉北区愛宕2丁目2	4	一般国道199号	66	70	○	61	65	○	100	100	100	100
4	戸畑区三六町17	5	一般国道199号	71	70	×	66	65	×	85.1	85.1	100	100
5	小倉北区魚町1丁目6	6	主要地方道小倉停車場線	65	70	○	59	65	○	100	100	100	100
6	八幡東区荒手1丁目17	4	主要地方道八幡戸畑線	74	70	×	69	65	×	68.5	68	99.5	99.5
7	小倉北区井堀2丁目2	4	一般都道府県道下到津戸畑線	68	70	○	64	65	○	97.7	97.5	99.2	98.0
8	小倉北区田町2	4	一般市道大門金田1号線	67	70	○	63	65	○	96.2	96.2	99.1	97.4
9	小倉北区日明1丁目10	4	一般市道愛宕中井口1号線外 (日明渡船場線(日明工区))	66	70	○	59	65	○	100	100	100	100
10	若松区大井戸町10	2	一般市道本町小竹1号線	70	70	○	61	65	○	100	100	100	100
11	小倉北区京町3丁目13	4	一般市道浅野米町1号線	65	70	○	60	65	○	100	100	100	100
12	小倉北区菜園場2丁目4	4	一般市道愛宕下到津1号線	66	70	○	61	65	○	99.6	99.6	100	100
13	小倉北区京町3丁目11	4	一般市道砂津京町1号線(博労町線)	61	70	○	55	65	○	100	100	100	100
14	小倉北区京町1丁目6	4	一般市道浅野京町1号線(紫川東線)	64	70	○	58	65	○	100	100	100	100

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-15 の番号に対応する。
 2. L_{Aeq} ；等価騒音レベル 昼間；6時～22時 夜間；22時～6時
 近接空間；道路端から0～20m 非近接空間；道路端から20～50m
 3. 「適否」の「○」は環境基準に適合していること、「×」は適合していないことを示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和7年) より作成

3) 騒音に係る苦情の発生状況

令和2年度～令和6年度における騒音に係る苦情の発生状況は、表 3.1-30 のとおりである。

令和6年度における騒音に係る苦情は、福岡県で694件、このうち北九州市で135件となっている。

表 3.1-30 騒音に係る苦情の発生状況（令和2年度～令和6年度）

（単位：件）

年度 県・市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福岡県	660	587	640	690	694
北九州市	121	91	77	111	135

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）

2. 「令和2年度～令和6年度 公害苦情調査」（総務省ホームページ、令和8年1月閲覧）より作成



図 3.1-15 道路交通騒音の測定位置

(4) 振動の状況

1) 振動発生源

北九州市における「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく届出状況は表3.1-31のとおりである。

令和7年3月31日時点で特定工場届出数は404工場、1,853施設となっている。

表 3.1-31 振動規制法に基づく工場等の届出状況 (令和6年度)

種別	特定工場数	特定施設数
振動規制法	404	1,853

注：令和7年3月31日現在の届出状況を示す。

「令和7年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和7年) より作成

2) 環境振動及び道路交通振動

対象事業実施区域及びその周辺では、国又は自治体等による環境振動及び道路交通振動に係る調査は実施されていない。

3) 振動に係る苦情の発生状況

令和2年度～令和6年度における振動に係る苦情の発生状況は、表3.1-32のとおりである。

令和6年度における振動に係る苦情は、福岡県で58件、このうち北九州市で4件となっている。

表 3.1-32 振動に係る苦情の発生状況 (令和2年度～令和6年度)

(単位：件)

年度 県・市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福岡県	39	44	47	42	58
北九州市	5	2	7	8	4

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和7年)

2. 「令和2年度～令和6年度 公害苦情調査」(総務省ホームページ、令和8年1月閲覧) より作成

(5) 悪臭の状況

1) 悪臭

対象事業実施区域及びその周辺では、国又は自治体等による悪臭に係る調査は実施されていない。

2) 悪臭に係る苦情の発生状況

令和2年度～令和6年度における悪臭に係る苦情の発生状況は、表 3.1-33 のとおりである。

令和6年度における悪臭に係る苦情は、福岡県で324件、このうち北九州市で57件となっている。

表 3.1-33 悪臭に係る苦情の発生状況（令和2年度～令和6年度）

（単位：件）

年度 県・市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福岡県	451	351	440	344	324
北九州市	82	48	62	55	57

1. 「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）

2. 「令和2年度～令和6年度 公害苦情調査」（総務省ホームページ、令和8年1月閲覧）より作成